実践報告

新型コロナウイルス感染症流行下において社会福祉士の病院実習 はどのように行われたのか?

--2020年の経験--

赤澤 輝和

How was Hospital Practice Experienced by Certified Social Workers during the COVID-19 Pandemic?

The 2020 Experience

Terukazu AKAZAWA

要約:本論文の目的は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行下で社会福祉士の病院実習はどのような対策を行い、どのように行ったかを記述することである。2020年、医療福祉分野では8名の学生が13か所の病院で実習を行い、全員修了することができた。まず、2020年前期の実習指導II開始前に、実習指導者の病院で行っている感染症対策をヒアリングした。その結果、主たるものは標準予防策と体調管理であり、COVID-19流行前より2年後期の実習指導Iの中で指導しているものであった。また、監督官庁、関係団体、大学、学科の方針に沿って、あらゆる状況を想定して実習体制を整えた。これらの準備から、実習中に不測の事態が生じても迅速な対応が可能となった。2021年の実習は8名が12か所の病院で実習を行う予定である。COVID-19流行下という状況に変わりはないが、2020年とは異なる実習指導や調整の必要性が示唆された。

キーワード:新型コロナウイルス感染症(COVID-19),社会福祉士,病院実習

1. はじめに

2019年12月に中国の武漢市において新型コロナウイルス感染症(以下, COVID-19)が確認された. その後, 2020年3月には世界保健機関(WHO)がパンデミック(世界的な大流行)の状態にあると表明した. 日本では2020年12月末現在, 感染者は230,304例, 死亡者は3,414名となった.

COVID-19 は学生生活、教員の研究・教育活

動にも多大な影響を与えた. 日本女子大学(以下,本学)では2020年前期は約1か月遅れで開始となり,原則インターネットを用いた遠隔授業となった. 社会福祉士の実習においては,2020年2月に文部科学省(以下,文科省)・厚生労働省(以下,厚労省)の事務連絡により,実習が中止になった場合は演習または学内実習等も認められた(文部科学省初等中等教育局・文部科学省高等教育局・厚生労働省医政局・他2020a). しかし.

COVID-19 流行下においてどのように実習運営を行えばよいのか、具体的方法は示されていない。そのため、本学社会福祉学科(以下、学科)では2020年の実習のあり方を検討し、試行錯誤しながら実習をすすめた。

今後も新興感染症や災害などの発生は予測される.しかし、これまで不測の状況下における社会福祉士実習について報告や研究はない¹⁾.そのため COVID-19 流行下でどのように実習を行ったのかノウハウを蓄積していくことには価値があると考える.

本論文では筆者が担当する医療福祉分野で2020年の社会福祉士の病院実習はどのような対策を行い、どのように行ったかを記述²⁾することを目的とする.

2. 実習の意向と COVID-19 への不安

(1) 実習の意向

社会福祉援助技術現場実習指導 II(以下,実習指導 II)の初回授業(2020年5月8日)冒頭で,学生の意向を口頭にて確認した.その結果,8名全員が実習を行いたいと回答し,主な理由は「現場を見たい」というものであった.ある学生は,2019年2年次後期の社会福祉援助技術現場実習指導 I(以下,実習指導 I)で行った病院見学での体験から,「患者さんをどのように支援しているか見ないとわからない」と実習を強く希望した.また,「受け入れてくれるのであれば,コロナだからこそより感謝しながら実習ができると思う」と述べる学生もいた.

学生の意向については、経時的変化と同調行動を考慮し、定期的に個別面接でも確認したが変化はなかった。今年度は全員実習を希望したが、COVID-19が心配なため行いたくない、家族や自身が基礎疾患を有するため今は行いたくないという申し出があった場合、学科としてどのように対応するかは検討が必要である。

(2) COVID-19への不安

実習開始前の実習指導Ⅱの授業,または個別面接の中で表出された不安は,自分が感染することではなく,すべて他者へ感染させないかという不安であった.ある学生は,「自分が感染していても無症状で,知らないうちに患者さんにうつしてしまはないか不安です」と述べた.妹がいる学生は,「受験があるのでうつしたら取り返しがつかないことになる」と表出した.

さらに「親にも実習2週間前から仕事を休んでもらって行動制限したほうがよいでしょうか?」、 実習先に提出する検査結果が実習開始14日以内であったため「クリニックにはとりに行かないほうがよいでしょうか?」などの質問があった.これらは、他者へ感染させないために、自分の感染リスクを下げることを意味していたと思われる.

保護者の不安も懸念されたが、「(接客業の) アルバイト先のほうが心配」、「(電車で一般企業に勤務) 自分のほうが先に感染してしてしまう可能性のほうが高そう」、「クラスターは怖いけど、そうでなければ病院職員の感染リスクは必ずしも高くない」など、日常生活での感染対策や感染リスクと比較し、病院での実習について捉えていたと思われる。

3. 実習をめぐる状況

2020年の社会的状況,監督官庁,関係団体,本学・学科と,筆者が担当した医療福祉分野の状況を表 1 にまとめた.

(1) 厚生労働省・文部科学省

実習に影響を与えた文書がいくつか通知された. その中で最も重要と思われるは, 2020 (令和2) 年2月28日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校,養成所及び養成施設等の対応」についてである(文部科学省初等中等教育局・文部科学省高等教育

表1 実習をめぐる主な状況

		表 1 実習をのぐる王な状況	5 王な状況	
	社会的状況	厚労省【厚】・文科省【文】 ソ教連【ソ】	大学 [大]・学科 [学]	医療福祉分野
1月	 ・厚労省原因不明肺炎発表(6) ・WHO新型コロナウイルス確認(14) ・日本国内初感染者確認(15) ・日本人初感染者確認(28) ・月間全国新規感染者12人 			
2月	・新型インフル等特指法改正(3)・国内初死者確認(13)・大規模イベント自粛要請(26)・全国の学校に臨時体校要請(27)・月間全国新規感染者212人	・【厚・文】養成施設等対応の通知 (28)	·【大】卒業式·修了式中止決定 (28)	
3月	・ 入国規制強化(9)・ WHO バンデミック 認定(12)・ 東京オリ・パラ延期決定(24)・ 月間全国新規感染者 1,900 人	・【厚・文】大学等の授業開始等の通知 (24)	·【大】 入学式中止決定 (13) ·【大】 前期 授業 開始 日延期 決定 (13) ·【大】 新年度学生健康診断延期決定 定 (13)	・代替実習先リスト作成開始(25) ・学内実習プログラム検討開始 (25) ・学生のインターネット環境調査(28)
4 月	・7 都道府県に緊急事態宣言発出(7) ・緊急事態宣言全国に拡大(16) ・特別定額給付金決定(20) ・月間全国新規感染者12,361人	・【厚・文】 学事日程, 遠隔授業Q&A通知(1) ・【厚・文】 臨時休業の考え方等通知(1) ・【ツ】会長声明(3) ・【ツ】情報サイト開設・運用(3) ・【9】 貸生の通信環境への配慮等通知(6)	 ・【学】6月末まで実習見合せ決定(3) ・【大】前期授業開始日再延期決定(7) ・【大】前期原則遠隔授業決定(7) ・【学】実習調整状況報告(16) 	・学生へ感染対策連絡、学生へ健診 自費受診可能性連絡、学生へバイト・サークル状況調査、実習不可の 場合の対応連絡(6) ・遠隔授業実習指導準備開始(7) ・実習先へ実習調整電話(6・7) ・実習先へ状況報告手紙発送(21)
5月	 ・緊急事態宣言期間延長(4) ・緊急事態宣言区域変更(14) ・緊急事態宣言区域変更(21) ・緊急事態解除宣言(25) ・月間全国新規感染者2488人 	 「厚・文】遠隔授業留意点・実習等の弾力的対応等通知(1) 「ソ】第1回緊急調査結果速報(1) 「厚・文】教育研究活動実施留意事項通知(15) 「ソ】養成対応事務連絡(26) 	・【大】前期授業開始(7) ・【学】実習代替案検討(14) ・【学】実験実習料取扱検討(14) ・【学】 実験実習料取扱検討(14) ・【大】 BCP 策定, 現在ステージ4(29)	・遠隔実習指導Ⅱ開始(8) ・実習先へ状況報告手紙発送(15) 随時個別面接・連絡

6 月	・COCOA アプリリリース (19) ・月間全国新規感染者 1,748 人	・【厚・文】養成施設等対応の通知 (1)	 「大」BCP ステージ3へ移行(1) 「学】実習調整状況報告(11) 「学】実習確認書運用決定,実習代替措置検討,巡回指導・帰校日指導透隔指導可能情報共有,学生健康診断方針決定(18) 	・実習先へ調整電話 (3・4・8)
7月	・Go To トラベル事業開始 (22) ・月間全国新規感染者 17,367 人	 「ソ】 第2次緊急調査結果速報(25) 「ソ」情報提供フォーム設置(25) 「厚・文】後期・次年度授業の留意点通知(27) 	 「大】BCP ステージ2へ移行(1) 「大】夏季集中一部対面授業実施方針(15) 「大】後期原則遠隔授業決定(15) 「学】実習履修登録対応報告(16) 	・健診項目提示 (3) ・実習配属面接 (21・22・28・29) ・実習開始 (27) ・実習開始 (27) ・機校日指導・巡回指導 個別指導
8月	· 月間全国新規感染者 32,000 人		・【大】夏季休暇開始 (13) ・【大】 BCP ステージ1.5へ移行 (13)	
6 月	・月間全国新規感染者 15,091 人	 「厚・文】後期授業と感染防止対策通知(15) ・【ソ】第3次緊急調査結果速報(29) ・【ソ】実習代替オンライン集会(29) 	 【学】美習報告会概要決定, 美習科目履修登録対応報告(3) 【学】美習代替措置検討, 後期実習指導科目対応決定 【大】後期開始(21) 	 ・1病院より実習中止連絡(3) ・1病院へ代替実習依頼(3) ・遠隔実習指導工開始(23) ・遠隔実習指導工開始(25)
10月	·月間全国新規感染者17,583人			· 実習指導 I 中間面接 (28)
11月月	·月間全国新規感染者 47,132 人			・全実習終了 (30)
12 月	・月間全国新規感染者 85,891 人		· [学] 実習報告会 (17)	・実習報告会(2・9) ・実習終了後個別面接(15・22・ 23)

月間全国新規感染者は厚生労働省「オープンデータ」より集計

BCP:新型コロナウイルス感染拡大防止のための日本女子大学・大学院の前期行動指針

厚労省:厚生労働省,文科省:文部科学省,ソ教連:日本ソーシャルワーク教育学校連盟

大学:日本女子大学,学科:社会福祉学科

() 内は日付

局・厚生労働省医政局・他 2020a). この通知では、実習運営を弾力的に取り扱ってもよいこと、 実習が中止となり実習先の代替が困難である場合、演習または学内実習等で代替してもよいことが明記された. 6月1日の同名通知(文部科学省初等中等教育局・文部科学省高等教育局・厚生労働省医政局・他 2020b)では、具体的な取扱いや遠隔授業実践事例等が追記された.

この通知により、COVID-19により実習が中止になった場合の代替措置、遠隔授業による帰校日指導や巡回指導が可能となった。学生には実習が中止になった場合にどのように受験資格取得を保証していくのか、またどのような対応を検討していくのか説明できるようになった。

(2) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

2020 (令和2) 年4月3日,日本ソーシャルワーク教育学校連盟(以下,ソ教連)より「新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについて-会長声明」が公表された。この声明ではソーシャルワーク専門職の使命と現状が記述され、6月末日まで実習実施の見合わせの要請が行われた(日本ソーシャルワーク教育学校連盟 2020a).

この会長声明を受けて、本学科では同日、6月末までの社会福祉士・精神保健福祉士の実習を延期調整することが決定した。その他、ソ協連ではポータルサイトの作成、会員校を対象としたCOVID-19による影響調査、実習中止に伴う実習代替プログラムに関する緊急オンライン集会など、2020年の実習のあり方を検討するにあたっての基礎情報が得られた。

(3) 日本女子大学·社会福祉学科

本学の運営、および授業の実施方針に基づき、 2020年の実習のあり方は4月から9月までの複数回の実習委員会・学科会議で検討し決定した. 学科は先行きが不透明な状況があるため、実習実施、途中中止、中止を想定して準備を開始した.

実習実施可否判断は、実習分野ごとで判断時期が異なるため第1回は7月末、第2回は10月末に設定された。10月末までに実習中止になった場合は、代替実習先を探す方針となった。また実習中の中止もあり得るため、実習指導Ⅱの成績は便宜的に評価なしのX評価として実習完了確定後に成績登録を行うことになった。反復履修ができないため、この対応により実習指導および実習の連動性を確保した。

実習中止の場合は、2021年通常実習への影響を最小限にするため、2021年に学内演習で代替措置を行う方針となった。代替措置を行う場合、 実習分野を問わず、新たに1つの授業として設置することが確認された。

結果的に、いくつかの実習先からは実習中止の申し出があったが、代替実習先を確保することができた。これにより COVID-19 による実習実施不可はなく、実習予定であった学生全員の実習は完了することができた。

(4) 医療福祉分野

文科省・厚労省の通知,および本学方針を注視し、3月より代替実習先のリスト化および学内実習プログラム,4月は遠隔実習指導の検討を開始した。学科の方針に基づき,4月にはすべての実習予定先に対して,6月末までは実習を見合わせることを電話連絡した。また、文書で本学の現状、実習ができなかった場合の代替措置を説明し、次回の電話は緊急事態宣言解除が予定されている5月ゴールデンウィーク明けと申し添えた。

しかし、実習予定先の病院所在地である埼玉県・東京都・神奈川県は緊急事態宣言期間が延長されたため、電話ではなく現状報告の文書を発送し、次回の電話連絡は緊急事態解除宣言以降と明記した。5月25日の緊急事態解除宣言後、病院

		n	%
許可病床数	平均±標準偏差	349.9 ±	= 132.5
MSW 人数	平均±標準偏差	7.	5 ± 3.2
	埼玉県	5	38.5
所在地	東京都	5	38.5
	神奈川県	3	23.1
	一般病院	8	61.5
病院類型	地域医療支援病院	5	38.5
	特定機能病院	0	0
	高度急性期	10	76.9
住住綠 化	急性期	6	46.2
病床機能	回復期	5	38.5
	慢性期	4	30.8
	180 時間	5	38.5
実習依頼時間	120 時間	5	38.5
	60 時間	3	23.1

表 2 実習先病院背景(n=13)

内で種々検討することを想定し、6月に入ってから電話での実習調整を開始した.

また、授業の実施状況としては、前期の実習指導Ⅱ、後期の実習指導Ⅲ、帰校日指導、および個別面接等は zoom や teams を用いてすべて遠隔で行われた.

4. 実習への影響

2020年度は8名の学生が計13ヵ所の病院で実習を行った.実習先病院背景は表2の通りである.感染症指定医療機関は含まれていなかった.実習先の状況について,4月と6月に全実習先に電話をした際にヒアリングを行った(表3)

(1) 実習先

実習中止が1病院で生じた.理由は、学生及び 患者の健康と安全を考慮してとのことであった. 中止のプロセスは、ソーシャルワーカー責任者よ り電話連絡の後、病院長より文書が送付された. その後、筆者から病院の機能維持と感染拡大防止 が最優先事項であること、実習中止は想定してい たこと,代替実習先を確保することができたこと を文書にて報告した.

実習中止連絡が10月末日以前であったため、あらかじめ作成していた代替実習先リストに基づき、学生の居住地近郊の病院へ電話にて事情を伝え打診した。その結果、最初に電話をした病院から「他の大学から実習を受ける予定でしたが、依頼が中止になったので大丈夫ですよ。急性期はどこも大変なので、まだうちのような落ち着いているところが受け皿になりたい」と実習受け入れ可能と返答があった。実習中止の電話連絡があった当日中に代替実習先を確保することができた。代替実習先が確保できた要因としては、過去の実習実績、実習指導者と面識があるということが大きな要因であったと考えている。

当該学生には、実習中止および代替実習先について、zoomを用いた面接を行い当日中に筆者より伝えられた。学生の反応は、「残念ですが、(代替実習先の病院機能は)今まであまり深く考えたことがなかったのでよい機会になります」と突然の実習先変更について戸惑いつつも前向きに捉え

表3 実習先への電話ヒアリング内容(n=13)

			n	%
	実習受け入れについて	受け入れの方針	13	100
4月電話		中断		53.8
	他職種の実習状況	開始前	4	30.8
		実施中	2	15.4
		マスク	13	100
		手指消毒	13	100
	MSW の感染症対策	検温	13	100
	MSW 分松呆址对 泵	体調チェック	13	100
		行動制限	4	30.8
		行動記録	4	30.8
		受け入れの方針	9	69.2
	生羽巫けてわたのいて	受け入れに前向き	1	7.7
	実習受け入れについて	受けない方針にはなっていない	2	15.4
		検討中	1	7.7
		職員と同様の感染対策	9	69.2
6月電話	実習受け入れ基準	検討中	2	15.4
		検討を行っていく	2	15.4
		中断中	7	53.8
	他職種の実習状況	開始前	4	30.8
		再開または開始	2	15.4
		あり	6	46.2
	COUID 10 电本の受けてお	なし	3	23.1
	COVID-19 患者の受け入れ	疑い患者あり、陽性の場合転送	2	15.4
		非公表	2	15.4
		なし	10	76.9
	病院職員陽性者	あり	2	15.4
		非公表	1	7.7
	業務への影響	電話での面接が多くなった	13	100
		対面での面接制限		84.6
		カンファレンス制限	8	61.5
		病棟ラウンド制限	5	38.5
		特になし	1	7.7
	*************************************	なし	11	84.6
	業務での zoom 等の使用	あり	2	15.4
		検討可能	12	92.3
	実習代替措置協力	不可(現場を見て欲しい,見学可)	1	7.7

ることができていた. また, 1か所目の実習3日目であり, 残り8日の段階であった. そのため, 筆者より1か所目の実習先指導者へ電話連絡し, 2ヵ所目の実習先が変更になったことを説明した. 加えて, 代替実習先病院と同機能の病院への転院 調整について課題を設定し, 可能であれば実習プログラムに組み込んで欲しい旨を依頼した.

今回、実習中止の連絡は実習開始予定の53日前であり、代替実習先決定28日後に事前オリエンテーション、39日後に実習開始となった。実習先が変更になった場合、事前学習、実習生個人票、実習の動機と学習課題の作成を新たに行うことになる。また、実習定期券の申請期限に間に合わない、新たに必要となる検査項目があった場合は経済的な負担も生じることになる。COVID-19流行下の実習においては実習の中止や実習先の変更は想定できる事態である。そのため、その可能性があることを学生に十分説明し、臨機応変に対応できるような実習指導が求められる。

(2) 実習期間

事前オリエンテーションと実習期間の調整が5件生じた. 内容としては、日本ソーシャルワーク教育学校連盟会長声明の6月末までの実習見合わせ要請に基づき、4月に予定されていた事前オリエンテーション1件、6月に予定されてた3件の実習(事前オリエンテーションは4月の段階では未決定であったため調整なし)が7月以降に延期された. また、16日間で120時間の実習を予定していた病院では、病院規定で実習受け入れが15日以内となった. そのため、1日の実習時間数を増やし、15日間で120時間となるよう調整した.

これらの調整対応は、緊急事態解除宣言後の6 月に筆者と実習指導者が電話で行った。

(3) 実習内容

COVID-19 感染症対策によって、人との接触が最小限になったことにより MSW の業務も影響を受けた、それに伴い、例年と比較し一部実習内容が制限を受けた可能性がある(赤澤 2018)、例えば、カンファレンスや面接の同席、他機関への訪問機会が減少した印象がある。一方、例年では MSW の多忙さを目の当たりにし、初回の帰校日で「忙しそうで時間をとってもらうのが申し訳ないです」や「いつ話し掛けてよいかわかりません」などと学生が述べることは稀ではない。しかし、2020年は、「MSW の方とたくさんお話しすることができました」などと述べる学生が増えた印象がある。その理由としては、電話業務の増加に伴い、執務室にいる時間が増えたことが考えられる。

このことから,実習巡回指導時に模擬カンファレンスや面接ロールプレイの依頼,実習指導Ⅲの事後指導の中で面接ロールプレイの比重を増やすし,制限を受けたと思われる実習内容について補った.今後は,COVID-19により実習内容はどのような影響を受けたのか,それにより学生の学びはどうなったか,詳細に調査し検討する必要がある.

(4) 巡回指導・帰校日指導

巡回指導は結果的に例年通り対面で行われたが、帰校日指導はすべて zoom や teams のビデオ会議システムを用いて遠隔で行われた.「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」では巡回指導・帰校日指導の基準を以下のように示している.

ソーシャルワーク実習を担当する教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと. ただし、これにより難い場合は、実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合

に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的 巡回指導に代えて、学生が大学等において学習 する日を設定し、指導を行うことも差し支えな いこと(文部科学省高等教育局長・厚生労働省 社会援護局長 2020).

上記の基準では、遠隔対応可否は明確ではな く、ソ教連の事務連絡でも実習を実施した場合の 巡回指導・帰校日指導については触れられていな 示がある場合は、遠隔での実習巡回代替措置が考 えられるとの回答であった.

以上を踏まえ、医療福祉分野では学生、実習指導者と協議した。実施方針としては、感染拡大防止の観点から帰校日指導は学生が希望し、かつ筆者が実習状況から可能と判断した場合は遠隔で行うことになった。また、巡回指導は、感染状況および学生の様子を見ながら判断することになった。その結果、帰校日指導はすべて遠隔で実施し、

•	仅 4		
		n	%
(井) 古 三人 区C	4月実施定期健康診断書	13	100
健康診断	その他(診断時期指定)	0	0
	赤痢	1	7.7
細菌検査	サルモネラ菌(腸チフス・パラチフス A 菌)	1	7.7
	病原性大腸菌 O-157	1	7.7
	麻疹	6	46.2
抗体検査	風疹	6	46.2
	水痘	6	46.2
	流行性耳下腺炎	6	46.2
	B型肝炎	1	7.7
	C型肝炎	1	7.7
その他	結核	1	7.7
	体調チェック	9	69.2
追加依頼	行動記録	4	30.8
(書式あり)	COVID-19 感染拡大防止の誓約書・申告書	3	23.1
	胸部レントゲン	1	7.7

表 4 健康関連·感染症対策提出書類 (n=13)

い(日本ソーシャルワーク教育学校連盟 2020). そのため、他教員が厚生労働省関東信越厚生局へ 問い合わせた結果を学科会議で共有した.要点と しては、帰校日指導は実施方法ではなく、教育内 容に見合うものかが重要であり、遠隔授業の活用 や授業の弾力的な取扱い等の通知に基づき(文部 科学省・厚生労働省 2020)、教育内容を担保で きるのであれば遠隔でもよいという回答であっ た.また、巡回指導は、可能な限り実習中1回は 行くことが望ましいが、実習先から明確な意思表 教育内容を担保するために必要に応じて同一週に 複数回遠隔で個別指導を行う機会を作った.巡回 指導は、実習開始前に1ヵ所の病院のみ遠隔対応 を希望していたが、学生の実習中の様子から初回 帰校日指導後に実習指導者と協議し、対面での巡 回指導に切り替えた.

	身長・体重	胸部エックス 線撮影	内科診察	尿	視力	心電図	保健調査 (受診票掲載)
1年次	0	0	0	0			0
2年次	0	要経過観察者	0			要経過観察者	0
3年次	0	及び必要者	0			及び必要者	0
4年次	0	0	0	/	0		0

表 5 学部学生の定期健康診断実施項目

新入生以外の胸部エックス線撮影は、学校保健安全法で決められている検査項目ではないが、本学では学生の健康管理のため実施

保健管理センター「2020年度定期健康診断実施要項(西生田キャンパス)」より引用改変

5. 健康関連および一般的感染症対策・ COVID-19 感染症対策

(1) 健康関連および一般的感染症対策

2020年の実習先からは実習内諾書,または事前オリエンテーションで表4の提出書類等が求められた。その中ですべての実習先から求められた書類は「4月実施定期健康診断書」であった。

これは学校保健安全法に基づき、本学では例年4月に実施される定期健康診断結果であり、表5の項目が実施される。しかし、2020年はCOVID-19の影響により2020年3月の段階で延期となり、少なくとも前期中には実施しない方針となった。また、診断書の発行は定期健康診断後約1ヵ月からとなることから、後期開始の9月に実施された場合も実習までには間に合わないことが明らかになった。保健管理センターから提案された代替方法は2019年実施の定期健康診断書の発行であった。

そのため、学生には4月の段階で、大学の健康 診断は行われない、または実習までに間に合わな い可能性があるため自費での健康診断受診可能性 があることを連絡した。その際に自宅近郊の健康 診断実施医療機関を探しておくこと、実習未確定 の段階でも抗体検査等結果が判明するまでに時間 がかかる検査については、受診スケジュールを計 画しておくよう指導した。

この間、実習先との連絡調整の中で、一般的に

は健康診断結果は3か月以内有効であること,胸部レントゲンの提出が求められる可能性があることが示唆された.そのため,自費での健康診断が必要と判断し,表5記載項目(心電図は対象者のみ)を対象学年関係なくカバーするよう受診を指示した.理由は,一般医療機関では健康診断の基本項目として多くが含まれている項目であったためである.

通常であれば、学生は大学の定期健康診断書を300円で取得できる.しかし、2020年は定期健康診断の実施目途が立たなかったため自費での受診となった.その後、2020年3年生の定期健康診断は行われることはなかったが、資格取得履修者や就職内定先から胸部レントゲン検査の提出が求められた学生には大学から費用補助が行われることになった.

(2) COVID-19 感染症対策

COVID-19流行下で実習に行く可能性があり、感染症対策の意識を高めることを狙いとして、まず実習先でどのような感染症対策が行われているか把握した。方法は4月の実習調整電話時に実習指導へヒアリングを行い、その結果を迅速に学生へ公開した。主たる感染症対策は標準予防策であり、前年の実習指導Iのリスクマネジメントの中で指導した内容であった。そのため、3年前期の実習指導IIの中では、標準予防策の質を高めるこ

と, COVID-19 に対する正しい知識, および経路別予防策について「医療系学生の感染予防指針 - 第2版」を用いて学習した(慶應義塾大学医学部学生有志一同 2020).

また、学科では学生と保護者に理解と確認を得るために「新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 蔓延化における社会福祉士・精神保健福祉士実習について-よりよく学び、感染しない、感染を拡げないために」を作成し、確認署名を得た。合わせて体調等チェックシートを用いて、実習開始2週間前から体調および行動記録の作成を求め、実習終了後に実習室に提出することになった。筆者もすべての学生の実習が終わるまでの間、同様の感染症対策を実施した。

医療福祉分野では実習室への提出は事後提出で あることから、学生のプライバシー保護の観点か ら専用封筒に厳封の上. 提出できるように配慮を 行い. 何もなければ未開封で返却する運用にし た. 体調等チェックシートについては、実習先で 指定の書式がある場合はその書式を利用した. さ らに実習開始前14日のみではなく、実習終了後 14日間についても行動制限を要請した. 理由と しては、感染が判明した場合、感染拡大防止や感 染経路の特定を迅速に行う観点からである。この 点については、看護学生等の行動制限に伴うアル バイト収入減について一部報道がなされてい る 3) 医療福祉分野では実習前後 1ヵ月程度は準 備や事後課題に専念するためにアルバイトやサー クル等は考慮するように2年の実習指導Iの中で 指導している(赤澤 2018). 具体的には計画的に 1年間の中でコントロールし、スケジュール調整 しやすいように3年になってからの新しくはじめ ることは避けるなど、先輩実習生からのノウハウ を共有している.

実習先からは,実習開始前,実習中,および実 習終了後に筆者へ電話連絡が4件あった.内容 は、実習開始前職員陽性者発生連絡が2件. MSW が濃厚接触者認定され自宅待機になったという連絡が実習中1件, 実習終了後1件であった.

その他, 実習出勤時に病院玄関の検温で37度 以上であったことが帰校日指導の際に学生より報告された. これは, 屋外での待機による体温上昇の可能性を看護師より指摘され, 休息後に再計測し問題はなかったというものである. さらに, 実習終了後, 実習指導者より他感染症の接触者リスト記載のため学生の個人情報利用使用承諾の電話があり, 学生に状況説明後, 承諾した. その後は接触者健診の対象にはならなかった.

実習前後14日間,および実習全期間中,学生, 筆者とも体調等チェックシートによる該当症状はなかった。その結果,遠隔授業の実習指導Ⅱ・Ⅲ も含め欠席・遅刻・早退はなく,すべて完了することができた。

6. おわりに

学科では2020年の実習は実施の方針とし、医療福祉分野はすべての実習を完了することができた。実現背景としては実習先の理解を基盤として、標準予防策と体調管理の徹底が考えられる。その根拠のひとつとして、例年と異なり、実習指導・実習の欠席・早退・遅刻者はいなかった。

ソ教連の調査によると2020年9月の段階で「すべて通常の実習で実施」と回答した会員校の割合は46.8%であった(日本ソーシャルワーク教育学校連盟 2020b). すなわち約半数の養成校では例年通りの実習を行わないことになっていた. これらの状況から,実習実施可否だけに着目するのではなく,必要な知識及び技能を修得できたかの観点から検証する必要がある.

2021年は8名が12病院で実習を行う予定である. 2020年に実習をした学生と異なり, 2020年後期の実習指導 I は zoom や teams を用いた遠隔授業であった. そのため、学生と筆者の対面で

の主要な接点は、2019年後期1年次に担当した 必修の基礎演習 I 講義の1回だけである。実習は 最も早い学生で6月開始予定である。実習事前指 導に加え、学生の特性理解や関係性の構築が求め られ、2020年の実習とは異なる COVID-19流行 下での実習指導や調整の必要性が予測される。

謝辞

COVID-19流行下の中、社会福祉士の実習を受け入れ指導くださいました病院のソーシャルワーカーの皆様に深謝申し上げます。

註

- 1) 2020 年 12 月 に CiNii で「感染症 and 社会福祉士 and 実習」,「災害 or 震災 and 社会福祉士 and 実習」 の検索式で CiNii を検索した結果, 該当する論文は 0 件であった.
- 2) 本論文は学生に対する教育改善、および実習指導体制構築に関する報告である。使用したデータ、学生や実習指導者の発言は、教育上の記録やメモなどの既存資料を用いたまた、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき対象者の匿名性に配慮した。
- 3) 例えば、2020年6月13日の毎日新聞の見出しは「店 は再開したが…感染対策でバイト禁止 臨床実習に 備える看護・医学生が生活困窮」であった。

猫文

- 赤澤輝和 (2018) 「病院で4年次に社会福祉士の実習を 行う学生に対する実習指導-日本女子大学におけ る4年間の経験」『社会福祉』59,109-124.
- 慶應義塾大学医学部学生有志一同 (2020)「医療系学生の感染予防指針 第2版」(https://medstudent.jp/wp-content/uploads/2020/05/infection-prevention-20200522.pdf,2020.12.28)
- 文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局長 (2020)「大学等において開講する社会福祉に関す る科目の確認に係る指針について」(https://www.

mhlw.go.jp/content/000604914.pdf.2020.12.29)

- 文部科学省初等中等教育局・文部科学省高等教育局・ 厚生労働省医政局・他(2020a)「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、 養成所及び養成施設等の対応について - 事務連絡 令 和2年2月28日 」https://www.mhlw.go.jp/ content/000636144.pdf,2020.12.29)
- 文部科学省初等中等教育局・文部科学省高等教育局・ 厚生労働省医政局・他(2020b)「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、 養成所及び養成施設等の対応について - 事務連絡 令 和2年6月1日 』(https://www.mext.go.jp/ content/20200603-mxt_kouhou01-000004520_2. pdf,2020.12.29)
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟(2020a)「新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについてー会長声明」(http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/20200403jaswe_kaicho_seimei.pdf,2020.12.27)
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟(2020b)「新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育への影響について-社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への第3次緊急調査:集計結果(速報値・暫定値)」(http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/3rd_corona_tanshu_20200929.pdf,2020.12.27)
- 日本女子大学 (2020) 「2020 年度前期授業の実施について」(https://www3.jwu.ac.jp/fc/pass/COVID-19/2020 news01.pdf,2020.12.27)